

2024年12月27日

株式会社ライズ  
代表取締役 泉 谷 将 輝 様

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西  
理事長 西島 秀向

【連絡先(事務局)】担当：金田  
〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号  
椿本ビル5階502号室  
TEL 06-6920-2911 / FAX 06-6945-0730  
E-mail：info@kc-s.or.jp  
ウェブサイト：https://www.kc-s.or.jp

## 再申入書兼再々お問合せ

当団体の2024年7月31日付け「再お問合せ」に対し、貴社より2024年8月29日付け「回答書」（以下「回答書」といいます。）を受領しました。ご回答ありがとうございました。

当団体において、回答書について検討した結果、貴社に対し、下記のとおり、不当景品類及び不当表示防止法（以下、景品表示法といいます）第34条第1項に基づき、再度の申入れ（優良誤認表示の差止請求等）をする（本書「第1」）とともに、併せて、再々度のお問合わせをいたします（本書「第2」）。

つきましては、本「再申入書兼再々お問合せ」に対するご回答を、2025年1月27日までに、書面にて、当団体事務局宛て、ご送付くださいますようお願いいたします。

なお、既に貴社に連絡しておりますとおり、本「再申入書兼再々お問合せ」は、公開の方式で行わせていただきますので、本書の内容及びそれに対する貴社の回答の有無・回答内容等は、全て、当団体ウェブサイト等で公開いたします。

### 記

#### 第1 再申入れ事項

貴社は、ホームページ上のパーソナルトレーニング表示に関する変更・修正（回答書1①）について変更・修正しない旨の回答をされました。その理

由として、貴社においては、「1対2でのトレーニング」を「パーソナルトレーニング」と呼んでいること、「パーソナルトレーニング」が「1対2でのトレーニング」を意味することを記載していないのは、「1対2でのトレーニング」のことを「2名同時に行うグループセッションと勘違いされないため」であるから、さらに、「GYMSのセッションスタイルをパーソナルトレーニングであると判断しているから」とのことでした。

貴社が行う「1対2でのトレーニング」の方法は、貴社特有の方法であり、これを「パーソナルトレーニング」と呼ぶことが適当か否かはともかくとして、「パーソナルトレーニング」の具体的な内容を消費者が正しく理解するためには、「パーソナルトレーニング」が具体的にどのような内容のものであるのかについて説明することが必要です。

そして、貴社が「パーソナルトレーニング」と呼ぶトレーニング方法（1対2でのトレーニング）について、「完全な1対1のトレーニング」（完全なマンツーマンのトレーニング）ではなく、また、1人のトレーナーが2名の利用者に対して同時にトレーニングを行う、いわゆるグループセッションとも異なる内容であると消費者に説明することは、容易なことです。

よって、貴社のホームページを変更・修正しないとの主張には、合理性があるとは言えないと考えます。

貴社が「GYMSのセッションスタイル」こそが「パーソナルトレーニング」と判断している、というのであれば、むしろ、貴社において、貴社ホームページ上で、貴社の考える「パーソナルトレーニング」の具体的な内容についてさらに詳細な説明をするべきです。

にもかかわらず、貴社が、敢えて、ホームページの変更・修正をしないとすれば、貴社は、消費者に対して、貴社の表示する「パーソナルトレーニング」の具体的な内容をより著しく優良である「完全な1対1のトレーニング」と誤認させる表示をし、消費者を取引へと誘引しているものと評価せざるを得ません。

以上より、貴社が提供するサービスの内容が、実際は、「1対2でのトレーニング」であるにもかかわらず、これを「完全な1対1（マンツーマン）のトレーニング」だと不特定多数の消費者が誤認するような表示である「パーソナルトレーニング」と表示する行為は、役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすることにほかならず、景品表示法第34条第1項第1号の行為に該当するものと考えます。

については、当団体は、貴社のホームページ（GYMSのホームページ）に、

貴社の「パーソナルトレーニング」の具体的な内容が、完全な1対1（完全なマンツーマン）のトレーニングではなく、「1対2のトレーニング」であること明確に表示（説明）することを請求します。

## 第2 再々お問合せ

### 1 ホームページの変更・修正（回答書1②、③）について

貴社の回答書によると、2024年9月から修正・変更に取りかかる予定とのことでした。

この予定通りであれば、すでに修正・変更がなされているものと考えられますので、修正・変更の内容をご教示ください。

なお、修正・変更が未了の場合は、修正・変更が完了する時期をご教示ください。

### 2 予約の繰越（回答書3）について

貴社回答書によると、予約の繰越についても、上記1と同じく、2024年9月から修正・変更に取りかかる予定であるとのことでした。

この予定通りであれば、すでに修正・変更がなされているものと考えられますので、修正・変更の内容をご教示ください。

なお、修正・変更が未了の場合は、修正・変更が完了する時期をご教示ください。

以上